

# 高教組速報

第16号

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL(095)827-5882

2012年 12月19日  
文責 馬場 隆

## 退職手当見直しについての県教委交渉

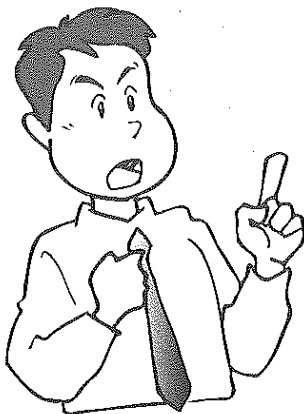
# 県教委 実施日を来年度末(4月1日)とすることを回答

## …今年度末退職者は削減対象からはずす

高教組は昨 18 日、退職手当見直しについての 2 回目の県教委交渉を行いました。交渉の冒頭で高教組は、新たに 15 校から届いた「退職手当削減断固反対」の寄せ書きを教職員課長に手渡し、「現場教職員の声を受け止めてほしい」と県教委の誠意ある対応を求めました。

これを受けて県教委は、前回(12日)の交渉での論議を踏まえて検討した結果を回答するとして、前回案で来年 1 月 1 日としていた実施日を来年 4 月 1 日とする再提案を行いました。変更した理由について、県教委は、前回の交渉で、高教組が「1 月 1 日に実施したいという案を 12 月中旬に提案するのは、誠意ある対応とは言えない」と厳しく批判したことを考慮して、一定の周知期間が必要だと判断したと述べました。

### 救済されるのは今年度末退職者だけ 来年度末以降の退職者の減額は変わらず



高教組は、実施日も含めて全面的に国に準じるという姿勢を改め、今年度末退職者を削減対象から外すという一步を踏み出したことについては評価しましたが、来年 10 月以降の経過措置については前回同様とするという

回答では、来年度末以降の退職者については減額幅は変わらず、今年度末の退職者と来年度末の退職者で 300 万円の開きができることを批判しました。そして、そもそも 400 万円という削減が大きすぎることに、3 年の経過措置では、1 回の削減幅が 100 万円以上と大きく、激変緩和というには不十分であるとして、全体の減額幅の縮小や、経過措置期間を延長して 1 年ごとの減額幅を縮小することなどを求めました。

### 再度検討し、21日に最終交渉実施を確認

高教組の要求に対して県教委は、「一つの案としてはあるかもしれないが、他県でやっている所はない」などとして消極的な回答にとどまりました。しかし、高教組が「4 月 1 日実施の県で、経過措置の期間をもっととっている県があるのではないか」と追及すると、3 段階の削減措置の期間を 12 ヶ月ずつとって、完全実施を 2015 年 4 月 1 日からとし、国の措置より 1 年ずつ遅く実施する県があることを明らかにしました。高教組は、そうした事例も参考にしながら、減額幅の縮小や経過措置の改善などを検討することを、改めて求めました。これを受けて県教委は、今回の交渉を踏まえて再度検討し、21 日に最終の交渉を行うことを確認しました。

次回交渉の 21 日(金)までに、教職員の皆様のご意見を、FAXなどで高教組にお寄せください。

FAX番号 095-826-2976

労働条件改悪を阻止するのは団結の力です 高教組の組織拡大にご協力ください